

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

○永田委員長 それでは、日程1、陳情審査に入ります。

送付2-5、千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情しますについてです。

陳情書の朗読は省略でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、本陳情書につきまして、執行機関から情報提供はございますでしょうか。

○佐藤指導課長 本件につきましては、訴訟を継続中の案件でございますので、説明のほうは差し控えさせていただきます。

○永田委員長 はい。一旦休憩します。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○永田委員長 では、委員会を再開いたします。

本件の取り扱いについてですが、ただいま執行機関から説明がありましたとおり、裁判で係争中であるため、執行機関に対して申し入れをすることができませんので、本件については審査は終了したいと思いますのですが、その前に、基本的な一般論としていじめについて確認したいことがありましたら質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 じゃあ、一般的な話です。いじめがあった際に、各学校で健全育成サポートチームがつくられていろいろ対応されると。で、そこでなかなか対策チームと被害に遭われたお子さんや保護者の方々が納得できない場合に、いじめ問題の対策委員会がつくられ、さらに、その上に区長部局のいじめ問題調査委員会が開催されると。この流れについて若干説明いただければと思いますけれども。

○佐藤指導課長 いじめにつきましては、いじめ防止のための諸策につきましては、まずは早期発見、早期解決を大前提としているところでございます。学校で起こった際には、担任等を含めて学校の中でチームとなって子どもたちに聞き取りを行う、保護者へ連絡等対応をしていくところでございます。その中で重大事態というものが発生した際に関しましては、第三者委員会のほうが行われていくという流れになります。重大事態の定義につきましては、いじめ防止対策基本法第28条第1項において規定をされております。いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。そして、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせる疑いがあると認めるとき。こういったときにおきまして教育委員会がいじめ第三者委員会のほうを開催するという形になっているところでございます。

○牛尾副委員長 まず、相当な期間というのは、大体どれぐらいの日数ですか。

○佐藤指導課長 年間30日を目途にしております。

○牛尾副委員長 あと、生命や財産に重大な危険が生じると判断される場合と。この判断というのはどこが行うのかというのは、どこが行いますか。

○佐藤指導課長 生命と財産につきまして、例えば例で申しますと、いじめられた側に重大な障害を負うといったようなこと。もしくは自殺等を機とした場合というようなことがございます。また金品等に重大な被害をこうむった場合ということがありますので、そこにおきましては、基本的に保護者同士の中で解決、そういったものが重大事態に当たるか

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

どうかというのは話し合いの上で解決ができれば解決をしていくんですが、これは重大として捉えると、納得ができないということであれば、保護者の申し出により重大事態として取り扱っていくという方向になります。

○牛尾副委員長 じゃあ、保護者側がこのまま行くと重大なことになるというふうな判断があれば、それを何といいますか、教育委員会の側といいますか、そのチームの側も重大事態ということで認定するということですか。

○佐藤指導課長 先ほど副委員長もご指摘のように、学校のほうで開催する健全育成サポートチームがありますので、その中で多数出席者、多角的な判断により、そういったものがそういう重大事態に当たるかどうかというのは、そこで十分に検討はされるというふうに考えています。

○牛尾副委員長 わかりました。じゃあチームの中で重要事態かどうかというのが判断されると。で、仮に健全育成サポートチームのほうで、これは重大事態までに行かないだろうといっても、重大事態がどうかというのは、やはり保護者の側とかいじめられたお子さんの側で、何といいますかね、そうは思っていない可能性が場合によってあるわけじゃないですか。その際、保護者の側がもっとよく調査をしてほしいと、第三者委員会で調査をしてほしいという要望があった場合、それに応える、応えて開くという可能性はあるんですか。

○佐藤指導課長 ご指摘のとおり受けるという形になります。

○牛尾副委員長 わかりました。

○永田委員長 ほかに。

○河合委員 何年か前にいじめに対する一般質問をさせていただいたんですけども、教育委員会として、いじめというのは、言葉はいじめという言葉だけれども、犯罪であるという認識はお持ちでしょうか。

○佐藤指導課長 いじめにつきましては、一番大もとの定義としましては、やはり子どもが身体的にも心理的にも苦しむというような状況が発生した場合においてということですが、その中にいじめの結果起こってしまったことに対しては、犯罪か否かということも含めてそこはしっかりと、内容によるということになりますけれども、検討はしていく必要があるという認識に立っています。

○河合委員 まあ、という言葉が犯罪ではないような、子ども同士の仲間意識から起こった傷害事件とか、そういうものに犯罪ではないいじめという分野だけのくくりみたいなのところでちょっと緩和されるようなところがあるんで、その辺は注意が必要かなと思うんですけども、もう一つ、皆さんはわからないかもしれないけど、我々は議員ですから、まちに出てPTAのお母さん方とか保護者の方と話す機会があります。そうすると、今の表面に出てくるいじめよりもかなり多くのいじめの話というのは我々は聞いているわけですね。で、それは表に出てこない。どういう解決をしたかもわからないけども、本人が納得して泣き寝入りをしたのか、どうかわからないですよ。でもこういう場には出てこないいじめの問題というのは結構あると思います。

それで、一番大事なものは、校長先生も含めて、教員も含めて、いじめがない学校にしたいという思いはありますよね。そのために、多少のいじめは目をつぶるみたいなのところがあるんじゃないか、評価の問題があるから。そうではなくて、本当に小さいことでも、こ

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

れはいじめになる早期発見の部分ですよね。いじめになる可能性があるかもしれないと。そういうものを見つけてきた教師もしくは校長先生に対しての評価を逆に上げてあげるような、点数表じゃないですけども、そういう考え方にしていけないと、このいじめの発見とかいじめに対する対応というのはどんどんどんどん後手に回ってしまうという、私はずっとこれを見ていると、気がするんですよ。だから、千代田区の教育委員会として都教委も含めて、いじめの評価というのを変えてあげる。見つけてきた人には非常によくやったねというような評価に変えてあげることが大事かなと。そこからスタートしていけないと、なかなかこのいじめの問題はなくならないだろうというふうに思っています。その辺のお考えというのをわかればお聞かせください。

○佐藤指導課長 ご指摘ありがとうございます。いじめ問題はここ10年、20年の間で大きく様相をまた変えてきているなというふうに思います。初めはやはりいじめがあるということをカウントするのを各学校が、もうそれは余りよしとしないことであるというような考えがありました。今は全くそれが意識としては全国的にも変わってきているというふうに認識しています。すなわち、きちんとグレーゾーンも含めて、いじめかどうかはわからないけれども、子どもたちの中であるものはやっぱりきちんと見つけ出してしっかり対応していくと。その大もとになるのは、やはり何でも言いやすい相談しやすいような教師と生徒の関係であったりとか、そういった学校風土の醸成をしていくということであるかというふうに思います。

千代田区におきましては、派遣されたカウンセラーだけではなく、スクールライフサポーター等配置して、各学校の中でいじめが発見できるような仕組み、そして電話や相談シターといったようなお手紙でも受け付けられるような仕組みをとっております。余りそういうものは数的には多くないのですけれども、そういうところも千代田区としては構えておき、決して数が少ないからといってそれがよしというようなことを伝えてはならず、むしろきちんとやはり積極的にあったものは報告をしていただきたいというようなスタンスに立っておりますので、ちょっとポイント制にするとか、そのあたりについては、まだまだそういった検討はしてないんですけれども、数が多く出てくるからといって、それが学校経営上よろしくないとか、そういうような認識には立っておらず、むしろ早期発見、早期解決のためにご尽力いただいているというように解釈をしているところでございます。

○牛尾副委員長 今のに関連。

○河合委員 最後だけ。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 そういう発見のシステムとか、そういうことは充実をしているかなと私は思っています。そうではなくて、評価の問題だよね。よくいじめを探したねとかいうふうに教員も含めて校長も含めて評価をしてあげると。そこを優先にしないということが大事かなと思うんで、言っている意味はわかると思うんですけども、その辺も含めて対策をお願いしたいと思っています。よろしくをお願いします。

○佐藤指導課長 ただいまお受けしました意見を受けまして、各学校とのやりとりの中でさらにこういった取り組みを充実させていきたいというふうに考えます。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 今のに関連しまして、河合委員のおっしゃるとおり、やはりいろんな細

かい問題でも気軽に相談できるような雰囲気づくり、これは本当に大事だというふうに思います。

あと、私も、もちろんいじめに遭われているお子さんというのが一番被害に遭っているわけですが、やはり加害者側の子どもさんも結構さまざまな今いろんなストレスを抱え、今、小学校から受験、受験ということで夜遅くまで勉強されているというお子さんもいらっしゃいますし、そういったストレスのはけ口がいじめになるということも指摘をされているので、やはりいじめている側、いじめられている側の対応というのが一番大事なんですけれども、やはりそういった、何とかな、子どもにストレスがないような状況をつくり出していくような学校の雰囲気づくり、細やかな先生たちが子どもたち一人一人見られるような状況とか、そういったのもあわせて対策を行っていただければと思います。よろしいでしょうか。

○佐藤指導課長 今現在、各学校のほうでは、定期的にはやっぱりいじめの調査というか、アンケート調査を行って、子どもたちがそこに本当に困っていることがあったら書きなさいというような形で行っておりますし、その頻度も学校に合わせて学年に応じて数多くやっているようなところもございます。また、スクールカウンセラーによる面談を全学年で実施するような学年も置いているところがございます。委員ご指摘のように、やはりさまざまいじめられるほうもそうですけど、いじめる側にとっても、やはりそれなりの理由があるということも把握しつつ、やはり保護者のほうにもそういったところで十分にご理解をいただきながら、何か起きた際にはいじめたほう、いじめられたほうも含めて、保護者も含めて総合的にきちんと子どもを理解して解決を図っていく。そしていじめの解決に向けて子どもたちが主体的に行動できるような風土をつくっていくということが重要であると感じています。

○永田委員長 はい。

ほかに。

○秋谷委員 当該小学校には、スクールロイヤー、確認なんですけど、スクールロイヤーはいたんでしょうか。

○佐藤指導課長 この案件についてで。（発言する者あり）じゃあ、概要で。

○永田委員長 一般的に、小学校にスクールロイヤーがいるのかどうか。

○佐藤指導課長 この発生時においては、まだその制度はスタートはしていなかったですけれども、学校の状況等に応じて相談は受けることはできたということになります。

○永田委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 その場合、弁護士の先生が来ると思うんですけども、弁護士の先生はどちらの味方をするんでしょうかね。学校のスクールロイヤーであればもちろん学校の肩を持つであろうし、それは被害者側のためについていると言えば被害者側のほうになると思うんですけど、その点——まだないのかな。ちょっとその点どうお考えでしょうか。

○佐藤指導課長 基本、法律家相談におきましては第三者委員会には入らないというような形をとっておりますので、このとき法的相談において、いじめにおいては、基本、子どもたち、保護者同士の解決によりますが、その後、こじれて何らかの非常にハードな対応を求められた場合に学校が迷うといったときに、学校が直接的に相談をできるという制度になっているところです。

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

○秋谷委員 スクールロイヤー、法律の専門家からしっかりアドバイスを聞きながら、物事を事件とかいじめの事件を解決していくというのはすごく大事なことだとは思いますが、スクールロイヤーがこれからつくっていくというときに、片一方のほうから見たらすごく助かるけど、片一方から見れば、いや、それはあっちの肩を持っているんじゃないかよとなりかねないものなので、しっかりとこれからはつくっていくのであれば、その辺の何ですかね、やり方等を考えていただきたいんですけども、その点いかがお考えでしょうか。

○佐藤指導課長 基本は、スクールロイヤーは中立的な立場で物事を判断するということになりますので、いじめの案件の細かい部分につきましては、やはり学校とその関係者でしていくと。で、長期化していった場合において、非常に難解な双方の要求が出てきた等の場合においては、学校がこういうのはどうしたらいいだろうかというような相談を受けるという仕組みになっているところでございます。

○秋谷委員 最後、すみません。おっしゃるとおり、それは、理想としては中立であるべきだし、物事を客観的にというのはわかるんですけど、やはり加害者のほうからすれば、普通弁護士って加害者のほうの味方をしますし、ただ、被害者のほうからすれば学校がなるんで、その中立というのを何をもって中立か、その制度としてしっかり中立性が客観視できるようなのをぜひお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○佐藤指導課長 いじめの当該事案のやりとりにつきましては、法律家相談が入り込むところではないというふうに認識はしていますけれども、基本的には先ほどもお話ししたように、長期化した場合の中における例えばやりとり、もしくは早期段階において、ちょっと学校として困るような案件ということですので、そのいじめの内容とか、その中身に対する解決のかかわり方については、やっぱり学校と当事者同士であったりとか、中には指導主事、我々行政が入っていった話を聞き取ってというような対応が基本としているところでございます。

このようにスクールロイヤー制度がどんどんどんどん普及してくると、恐らく委員のほうで何でもかんでもというような形になってしまうと正しい判断がなくなってしまうのではないのかということですが、そのあたり法律家の専門ですので、その方の判断は非常に基本的には信頼をしているところですが、改めて注視はしていきたいというふうに考えます。

○村木教育担当部長 ただいまの指導課長のご答弁に、ちょっと補足させていただきます。

今、スクールロイヤーのことについて、秋谷委員からご指摘ございました。国のほうでもこのスクールロイヤーの設置を推奨しているわけなんですけど、そこで考えられているのは、秋谷委員からご指摘があったような、中立の立場で紛争解決するというようなところだと思います。

ただ、千代田の場合は、先ほど指導課長のほうからもお話がありましたように、まず問題の解決に当たっては学校を含めた当事者の話し合い、これが基本であると。そちらが、ただどうしても長引いたりとかこじれてしまったりとか、そういったときに紛争解決の専門家である弁護士さんのアドバイスをいただきながらよりよい解決方法を目指していく。そういったところを考えてございます。公正中立な立場でということであれば、このいじめの場合には、いわゆる第三者委員会というものがその任に立つことになりますので、先

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

日、ご質問いただきましたが、そういった意味でこのスクールロイヤーの方が第三者委員会にかかわることはございません。それで行くと第三者委員会の中立性が壊れてしまいますので、そのところはあくまでもきちんと線引きをした上で運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○永田委員長 ほかに。

○小野委員 先ほど副委員長から、発覚時のフローについて聞き取りから始まってということが説明がありました。ちょっとこの中で具体的にお伺いしたいことがあります。現場では状況が常に動いている中で先生のかかわり方が非常に重要になってくるかなと思います。そんなときに、先生にどのような支援やアドバイスがされているのか。例えばある学校ですけれども、学校の先生の8割くらいが心理カウンセラーの資格を取得して、いわゆるいじめ側にもアプローチをして、どういう心理状況なのかだとかいうことで、非常に適切な対応をできる限り心がけているというようなところもあります。そのかわりにスクールカウンセラーがいるんだと思うんですけど、どうしてもやっぱり一番近い存在である先生というところが大事になってくると思います。その先生についてのアドバイス、支援体制がどんなふうになっているのかということをお聞かせください。

○佐藤指導課長 子どもたちのやりとりにおいて、どのようにアプローチをしていくかということに対しての支援につきましてですが、これは教員になったときから教育相談とはどういうものであるかということをお聞かせください。ただ、このいじめの問題に関しては、やはり個々で抱えることなく組織的に解決していくということが法の中でもうたわれておるところでございます。学校等が全体で組織的に取り組むということですので、学校の中に取り組むキーマンとしては、その学年があれば当然学年の間の先生の中でお互い共通している児童理解のもとに行われる。そしてまたそれが一定程度の学年であれば、その前に担任したことがある教員と一緒に携わる。そして養護教諭がやはり全ての子どもたちとかかわる面が非常に多いので、そういったところからも支援、アドバイスをするというような、学校の中での組織体制、常にスクールカウンセラーというのは常設でいるわけではなく、週に1回か2回ですので、そういった意味では、基本はやはり学校の中でいじめ対策、生活指導部、そういったところがやはりチームになってその子どもたちを理解できるよう体制をいつでも整えていくと。これを基本にしているところでございます。また、そういう体制が大変とても大事であるということは教員のみならず管理職等にも研修を行ったりしてきている経緯がございますし、そういったこともいじめについては校長会等でお話をしているところと、そういうことでございます。

○小野委員 わかりました。一方で、先生のたった心ない一言が意外と事態を深刻化したりだとかいうことも珍しくないというのが実情だと思います。先生も忙しい中で一人の子にどこまで対応ができるかというのは非常に難しいことだと思うんですね。一方で、先生の経験値とか、それから感覚でついつい対応したことが後で取り返しのつかないようなことになるということがあると思っておりますので、やっぱりこういうふうに進めていきたいと思います。というような大枠はあるかもしれませんが、じゃあ具体的にこういうときにこんなときにどんな言葉をかけるのが適切なのかとかいう、いわゆるきめ細やかな支援体制というものが果たして現場でできるのかなというところは一つ疑問なんです。そのあたりは

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

いかがですか。

○佐藤指導課長 これは教育全体の変化の例なんですけれども、今度の新しい学習指導要領に基づいて小学校が4月から教育課程が実施されます。その中の三つの資質能力としては、知識・技能、そして2番目が思考力・判断力・表現力、3番目が学びに向かう力・人間性でございます。これはやっぱり子どもが自分で考えて自分で行動してというような自立を促すということを基本としておりますので、その中で、やはり子どもがやっぱりどうしたら学びを自分たちで主体的になるのか。どういうふうな声かけをしたら子どもが意欲はつらつと伸びていくのかということに関しては、これは教師が授業を中心に最も考えていかなくてはならない大命題であるというふうに思っています。すなわち教師の言葉、先ほど委員ご指摘のように、それによって子どもがどのように変わっていくのかということとをしっかりと見取っていきこうのがこれからの教育の趣旨でございます。残念ながら、全国各地に広く見てみますと、教師の発言であるとか心ない言葉であるとかによって子どもたちが傷つけられたという例は報道にもされているところでございますが、やはり教育の本質を考えたときに、その教師が子どもたち一人一人に対して言葉かけを考えていく。一クラスを任されたらそのクラスの子どものことはさまざまなことを理解して言葉を選んでやっていくというのは教師の本質的なしっかりやらなければならない部分だというふうにこちらは認識しております。そのことについては、いじめにおいて教育相談の研修等においてこちらのほうから問いかける部分でもありますし、もっと大きく捉えて言うならば、今ご説明差し上げたように、大きな大きな教育の本質の中で、やはり一人一人の子どもにどのような言葉を考えるか。人権的な配慮、偏見差別をなくす、こういったようなさまざまな教育課題も含めて考えますと、委員がご指摘いただいたような、言葉のことというのは非常に大事であると。それは経験値を問わずとも、目の前に子どもたちが来た場合には、やっぱり教師たる者そういう者はしっかりと考えていかなくちゃならないという認識に立っています。

○小野委員 ありがとうございます。先生も本当に多忙な中でこうした問題に向き合っていかなければいけないということになっていきますので、先生方の心身の健全というところも今進めてくださっているところだと思います。やはり先生が健全であること、それから先生が教育の本質というところを見誤らないことというところは本当に大事になってくると思いますので、ぜひこれからも先生たちの支援をしつつ、先生たちが適切な働きかけができるように、ぜひ、区でもしっかりと支えていくということをお願いしたいと思います。

○佐藤指導課長 ありがとうございます。働き方改革にもつながってるところだと思いますが、学校における教員の働き方改革の基本的な考え方は、教師が子どもたちと話したり、見詰め合ったり、考え合ったり、触れ合ったりする時間をふやすというところなんです。ですので、そういった意味での整理は今後も続けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 先ほどアンケートのお話がありましたけれども、今、全区立学校の児童・生徒対象のアンケートが年3回行われていると思いますが、その際に、いじめ悩み相談レターよりは、まず発見する手段としては、やはりアンケート調査が一番身近だと思うんですね。で、児童が提出する提出先をクラスの担当教師ではなくて校長とか、例えばもう少し

工夫をしていただきたいというふうに考えています。

何でかという、やはり児童が対教師に対するいじめというのも相談件数が保護者も入ると50件程度、平成30年度であるみたいなんですけれども、そういう意味でも、やはり第一に見る方が当該者である担当教師であると、生徒も今後相談しにくいと思うので、例えばスクールカウンセラーですとか、スクールライフサポーター、あとスクールソーシャルワーカー、たくさんいらっしゃいますから、行き先を、提出先を少し工夫してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤指導課長 今、アンケートの調査のとり方ですけれども、各学校それぞれ工夫はしていると思いますが、例えば封筒に入れて出すと。そこには中には名前が書いてありますけれども、子どもの名前が。外の封筒には書いてないでランダムに回収するというような形の提出方法は今のところあるのかなというふうに考えています。そういった配慮は必要なのかなというところは考えるところではございますが、先ほど申しましたように、教師と子どもの信頼関係がなくして、いろいろな問題って、解決はしていきづらいなというふうに思っております。ですので、やはりそこをしっかりと構築するということを前提としつつ、出しづらいというような子があった場合には、個別の何らかの対応を各学校で工夫をして取り組んでいくことも大事なのかなというふうに考えます。

○西岡委員 今のご説明もわかるんですけれども、私お聞きしたのが、提出先がやはり子どもの名前を、要は解決のために書こうが書くまいがなんですが、提出先がどこになっているのかなという、例えば今申し上げましたように、対教師からのいじめだった場合に、担当教師が名前を書いて封筒に入れても、結局、第一発見で見るとその当該者であれば意味がないので、子ども今後相談しにくくなってしまいますので、スクールカウンセラーですとかスクールライフサポーターやソーシャルワーカーがいらっしゃいますから、そういう宛先にしてはいかがですかという、検討してはどうでしょうという意味で質問させていただいたんですが。

○佐藤指導課長 学校で行うそういったアンケートにつきましては、今、私が説明させていただいた提出方法で行うと。ただし、それ以外にも子どもたちのほうにはいじめ相談電話であるとかレターであるとか、そういう手段もございますので、学校でもしそういうのが出しづらかったということであれば、そういった方向を子どもたちにこちらのほうとしては推奨といいますか、周知はしているところですので、そちらのほうを活用していくという形になるのではないかと考えます。

○西岡委員 そうしますと、アンケートで発見されるものと、いじめ悩み相談レターやいじめ悩み相談ホットラインのことをおっしゃっていると思うんですけれども、どういう比率で第一発見されることが多いんですか。

○佐藤指導課長 これは、レターとかアンケートとかということはあくまで子どもとして言いにくいような部分について把握するものでありまして、基本的には学校の中でやはり起きた現象であるとか、子どもたちからの申し出、保護者からの申し出によって対応していくという形のほうがほとんどを占めているという状況です。

○西岡委員 そうしますと、私の質問も、確かに対教師からのいじめが50件程度年間保護者も含めてあるということなので、それに対する問題解決がどういうふうな経緯でなっていくのかなという場合に、やっぱり第一発見で見ると担当教師が見て、まず、まあ握り潰

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

すとは言いませんが、やはり別の解釈をして上のほうに伝えてしまうと、その子のせつかく勇気を持って書いた意思が要は反映されなければ意味がないなと思って質問しているんですけども、それに対してはいかがですか。

○佐藤指導課長 もし対教師からのいじめと申しますか、そういうことに関して言うならば、不適切な指導ということになるかというふうに思います。

ですので、今、議論されているいじめというのは、基本的に子ども同士の間での起きたトラブルを発端にすることですが、当然のように教師がそういった何かクラスの子どもに対して何か威圧感を与えるような指導であるとか威圧的な言動であるとか、そういったものというのは、子どもからの申し出があったり保護者からの申し出があれば、学校長なり教育委員会がそれを受けて学校長に連絡をして、そしてその当該教員にそのような行動はあったのかということを中心に解決していくような流れはできているところだと思います。また、子どもたちの中でどうしてもそういうのがあつち、まちの中でそういうのを聞くということであれば、やはりそれはそのままにしておかないで、ぜひ学校のほうで相談しやすい風土のもと出してもらいたいというようなところは、こちらとしては考えているところだと思います。

○村木教育担当部長 ちょっと補足させていただきます。教育担当部長です。ただいまの指導課長の答弁に、ちょっと補足させていただきます。

いじめ防止対策推進法では、いじめの定義としては、いじめ等は、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつち、当該行為の対象となつち児童等が心身の苦痛を感じているものを言うとなつち、**「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒を言うとなつち**います。

で、いじめ防止対策推進法では、いじめというのは子ども同士、この中で起こるさまざまなトラブル、そういったものを想定しています。今、西岡委員からご指摘がありましたように、教師から、そちちから子どもに対する不適切な指導、そういった件数もかなり報告されています。ただ、それをいじめの対策の枠の中で同じように対処していくというのは、これはなかなか適切ではないというふうに考えてございます。いじめとしては、先ほどから何度も委員からもご質問、あるいはこちちからご答弁させていただいたような、そういったいじめ対策の大きな枠の中でやっていきます。それと同時に、この教員の不適切指導、これに対する対応というのもこちちでもさまざまに考えてございます。

先ほども指導課長からお話がありましたように、そういった例えばその子どもが言いにくいこと、それをまたほかの子どもが今度は言ってくれるとか、あるいは周りの大人たちが注意して言う。そういった風通しのよい学校をつくっていくことがまず第一で、それから周りの人ちち、たくさんの目で見っていく。そういった申し出、あるいは訴え、これを受ける窓口を多くつくっていく。そういった形でさまざまな学校内のトラブル、これに対処していきたいと考えていますので、その不適切指導についても、こちちとしてはさまざまな対応をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○西岡委員 ありがとうございます。ただ、最近の傾向としては、一人の教師だけがではなくて、そのクラスメートの生徒と一緒に先生と一緒にターゲットを決めていじめ

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

てしまうというようなこともあると思うんですね。だから一概に、この、何か線を引いて先生だから生徒だからというような、いじめというくくりはもちろんわかるんですけども、じゃあスクールカウンセラーですとか、スクールライフサポーターの方々に、そういう先生への、こういういじめを受けているというようなことを言えない状況ということはないわけですよ。

○村木教育担当部長 今もご指摘ありましたが、例えばスクールライフサポーターですとか、そういった学校内にいる教員以外の方々に、今、千代田の学校ではさまざまな方が入っておりますので、そういった方がそういった事象を目にした場合には、それはすぐに校長なり何なり、ほかの責任ある者に言うという、そういう形になると思います。

○西岡委員 はい。ありがとうございました。

○小野委員 関連で。

○永田委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと、これ、今回独自のアンケートということですので、これについて事実確認でお伺いしたいことが、まず、回収の仕方としては、よくあるのが、何も書いていない封筒に、のりづけをしっかりとされた状態で封筒には記名がなしというのが主流だと思うんですけど、それと同じなのかということと、一旦集められたものは誰が集計を担っているのか、いわゆるクラスの担任が集計をするのか、それともまたほかの方がやるのかという、ここについて、まず確認してよろしいですか。

○永田委員長 一旦休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○永田委員長 再開します。

指導課長。

○佐藤指導課長 ただいまの独自のアンケートの件につきましては、こちら、区のほうでhyper-QUという、学級満足度調査というのを行っていきます。これはいじめそのものの中身よりも、質問内容としては、子どもたちがこのクラスについてどう思っているかとか、人間関係について悩みがないのかというようなアンケートをとります。それが分析をされて、四つの所属群みたいなものに分かれて、その中で孤立している子どもはいないか、この学級に対して不満足を持っている子はいないかというのを学校の教師のほうで把握をするということの中で、やっぱりクラスの中で困っている子を見つけ出していくというためのアンケート調査ということになっております。これにつきましては、各学校、その分析をもとに、それをどういうふうに見たらいいのかというようなことも研修を行っているところでございます。

○小野委員 のりづけと集計は。

○佐藤指導課長 あ、のりづけと集計。はい。のりづけをして、子どもたちが、hyper-QUという会社があるんですけども、そのアンケートを実施する。そちらのほうに送って分析をしてもらうというような流れでございます。

○小野委員 ありがとうございます。よくわかりました。ということは、集計をされたものが学校に届くという、そういう仕組みという解釈で間違いないでしょうか。

○佐藤指導課長 はい。そのとおりでございます。

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○永田委員長 ほかに、いじめ関連について。

○たかざわ委員 先ほど小野委員のほうからフローという話がありました。第三者委員会につながるまでの段階ということで、初めは当事者、担任が入って当事者同士で、その後サポートチームがあってという校内でつくってということですけども、その後をもう一回ご説明、その後、あと2段階だと思うんですけども、すみません、もう一度確認させてください。

○佐藤指導課長 いじめが発生をして、その当事者同士の話し合いになり、それでこれは生命、先ほど重大事態に近いもので、もしくは今後いろいろな意味で共通理解に発展していかなきゃならない、共通理解が必要だということにおいて健全育成サポートチームが実施をされます。それを受けて、いじめに対するこういった方向でというような話が見解が出るんですけども、それでなおかつ保護者のほうが納得がいかないというような場合で、なおかつ重大事態につながるというものに関して第三者委員会のほうが開かれたと、そういう流れになっております。

○たかざわ委員 そうしますと、3段階という認識でよろしいですね。で、サポートチームの委員構成なんですけども、どういう人数でどのような方が担当なさるんですか。（発言する者あり）はい。待ちます。

○永田委員長 一旦休憩します。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

○永田委員長 再開します。

指導課長。

○佐藤指導課長 健全育成サポートチームでございますが、こちらに当たっては、まず学識経験を有する者、または法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者。そして指導主事または児童・家庭支援センターの職員。警察その他の関係機関の職員。あと、民生・児童委員、青少年委員。その他の地域住民、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー。その他、複数の教職員と、主にこういったメンバーを中心としております。（発言する者あり）これ、全部フルで集まると7名から8名という形になっていることでございますが、20名以内というような形の構成の……

○たかざわ委員 学校によって違う。

○佐藤指導課長 ので、学校によって、人数についてはばらつきがあるという形でございます。

○たかざわ委員 そうしますと、この当事者間からこの健全育成サポートチームが開かれた事案というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○佐藤指導課長 このいじめの重大事態の有無にかかわらず、毎年一度は必ず集まって話をするという形になっているところでございます。で、それ以外で緊急事態という形で話し合ってきたところにつきましては、今のところ、今年度は1件というふうな認識です。

○たかざわ委員 1件。

○佐藤指導課長 はい。

○たかざわ委員 以前、私がこの委員会に所属していたときに、そのときの指導課長が、

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

幸い千代田区は1件もいじめがありませんという答弁をなさっていたんですよ。実は我々結構まちに入り込んでいますので、しかも学校のことも結構やっていたので、実際の話を知っているものですから、それは明らかに違いますよねということで、休憩中にお話しさせていただいたこともあるんですが、このサポートチームへつながった案件が1件というのちょっと少ないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○佐藤指導課長 ちょっと実際にあるのが1件ということですので、多いか少ないかということに関してはちょっと私もどのように認識を持っていいかというところではあるんですけども、ただし、いじめの初期段階、早期発見、早期対応においては、非常に学校側も努力をして双方の話し合いにしているというような流れがあるのかなというふうに推察はしているところがございますが、やはり重大事態というようなところの線がありますので、そここのところに到達しないいじめというのはたくさん私どもも報告は受けています、ぶつかり合いというか。ですので、まさにこれについては子どもたちの心身とか財産とかに大きな影響を及ぼすものというような観点では、精神的なものは推しはかれない部分というのがありますけれども、現段階においては学校のほうでそういった適切に指導し、行ってきているというふうな認識に立っているところです。

○たかざわ委員 子ども同士のいじめというのは、結構短い時間でエキサイトしてくるんですね。場合によっては1週間から1カ月で、もうこれでいじめるほう、いじめられるほうという形ができてきまして、で、それが表に出ないことかもしれないですけども、そういう事案が結構あるんです。それについて、先ほど答弁の中で、時間がかかっているものということがありましたけど、それは発見されてから時間がかかっているんでまだいいと思うんですが、見えない中で起こっていると、もう1カ月ぐらいでそういう身体、心身、それに重大な危険を及ぼすような事案になりかねないというふうに思っていますので、その辺はそれを承知の上対応していただければいいと思うんです。

それと、先ほど西岡委員のほうから、直接担任に渡すというお話がありましたけど、以前、今どういうふうになっているのか私もちょっとわからないんですが、以前、九段中等教育学校では、目安箱というのをつくって置いてありました。で、そこへ子どもが何かあればそこへ不満やいじめの事案を書いて中に入れると。それを後で確認するというようなことがあったんですが、今はないんですかね。その辺をちょっと確認したいと思います。

○佐藤指導課長 すみません。ちょっと、箱の存在についてはあれなんですけど、例えば小学校でいいますと、各学級に相談箱みたいなのを置いて学級経営をしている学校もありますので。ただし、勝手に開けられてしまうとか、そういうようなこともある可能性もあるので、ちょっとそのあたり確認はしてみたいなと思います。

○たかざわ委員 当然、鍵をかけていました。

○佐藤指導課長 あ、鍵をかけて。ただ、何らかのあれで大丈夫なのかなということもありますので、考えていきたいと思います。

その前で委員ご指摘いただいたところは、まさに私どもも重く考えていかななくてはならない部分だというふうに思っております。やはり表に出ているものと、それが顕在化してきてないものも含めて、やっぱりしっかりと子どもたちを見詰める。そしてその声をしっかりとっていく。出していくことも自由だというような風土をしっかりと持っていくことが必要だというふうに、改めて認識をいたしました。

送付2-5 千代田区へ第三者委員会の開催と再調査をお願いしたく陳情します

○たかざわ委員 先ほど河合委員のほうから、発見された場合にはポイントをつけろみたいな話がありましたけども、実はやはりどうしても校内だけというふうになりますと、閉鎖的な社会ですから、できれば穏便に穏便にという力が働いてしまうんですね。ですから、この重大事案というハードルをうんと下げまして、この健全育成サポートチームによる会合というのはもっと案件がふえていいと思うんで、その辺はいかがですか、対応していただけないかね。

○村木教育担当部長 今、たかざわ委員からもご質問いただきました。そのほかの委員の皆様からもさまざまいじめに関してご意見いただきました。先ほどもご指摘がありましたけど、いじめは我々も犯罪だというふうに認識してございます。また、学校からいじめの報告がないからといって、その学校はいい学校だとは我々は思っておりません。例えばこのいじめの対策がどれだけ進んだかということについてたびたび指摘を受けるんですけど、いじめの件数の推移を見るということも指摘を受けるんですけど、我々それは考えてございませぬ。いじめの報告の件数が減ったからいじめは減っているというのは、それはちょっとどうかなというふうに考えてございます。むしろいじめはあるという前提で、それに対して教員なり学校なりがどういうふうに適切な対応ができたか、そちらのほうを評価していくべきかなというふうに考えているところでございます。（発言する者あり）

それから、今、たかざわ委員からご指摘がございました健全育成サポートに上がる案件でございますが、基本的には健全育成サポートというのは、何かあったときに立ち上げるものではなくて、常時設置しているものです。これについては、重大事案だけではなく、学校で起こるいじめ問題についてさまざまな角度から専門家を交えて意見を聞くというものですので、そこでさまざまな多くの問題を議論していただくように学校のほうにはまた周知していきたいと思っております。また、いじめにつきましては、教育委員会のほうで毎月件数の報告を受けてございまして、それなりの数はやはり上がってきてございます。それについて特に問題があるケースにつきましては、ちょっと公開の場では議論するにふさわしくないものですから、教育委員の中でも情報共有した上で、適切な対応をしていけるように議論等しておりますので、そちらのほうもご理解よろしくお願いいたします。

○たかざわ委員 しっかりやってください。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、これまで当陳情審査の機会に、いじめ全般について、質疑をお受けしました。

以上をもちまして、本件につきましては審査終了といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。（「審査できないということ」「できないんだ」と呼ぶ者あり）できないということで終了という。はい。

それでは、この審査内容につきまして、議長にこのとおり報告いたします。

以上で陳情審査を終了します。